○農林水産省告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字瀬戸川字吉苅二〇三六三の三、二〇三六三の四、二〇三六五の二、二〇三六五の四、二〇三七六の五、二〇三七七の二、二〇三七七の三、二〇三七九の一、二〇三七九の二、二〇三八三の二から二〇三八三の四まで、二〇三八三の八、二〇三八三の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科東川手一二〇九五、一二〇九八、一二〇九九、一二四七八、駒ヶ根市中沢八五六の一、九五八の二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢七八〇四の三、七八四五（次の図に示す部分に限る。）、七八五一の一、七八五一の四、七八五二、七八五三、七八五四のイ、七八五四のロ、七八五五のイ、七八五五のロ、七八五六、七八五七、七八五九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中沢七八五一の一（次の図に示す部分に限る。）、七八五一の四、七八五四のイ・七八五五のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八五五のロ

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町吾妻一〇九二の一三、一五六七の六二、一五六七の六八、一五六七の六九（次の図に示す部分に限る。）、一五六七の七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町松戸字シバタイラ一、五の一、六の三、六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字シバタイラ一・五の一・六・六の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市北野上字尻高田入三六〇四の二九、三六〇四の三一、三六〇四の三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市雲岩寺字加良美上二三二、二三二の三、七四二の一、七四二の二、七四四、七四五、七四七、七五一から七五五まで、七五七、七五八、七五九の一、七五九の二、七六〇、七六二、七六三、七六四の一、七六五の三、七六五の五、七六五の六、七六六の一、七六七の一、七六七の三、七六七の四、字西輪七三〇、七三一の一、七三一の二、七三二、七三四から七四〇まで

二　指定の目的　水源の涵養